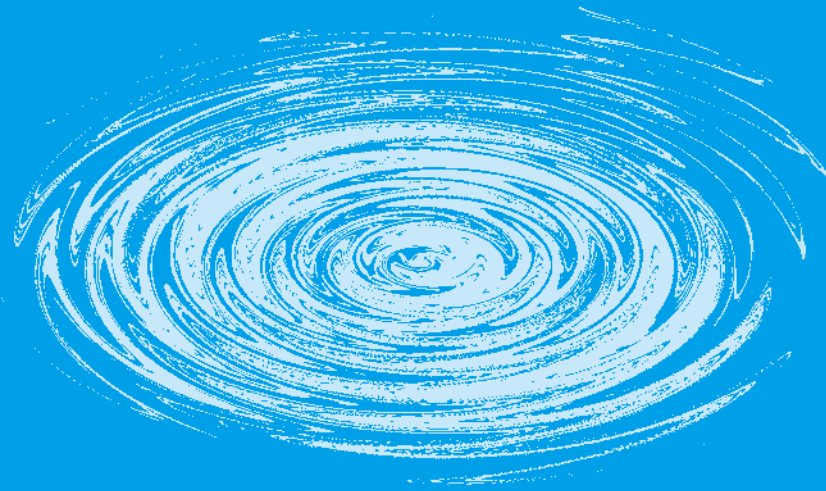


災害等緊急時の生活用水として
身近に利用できる場所を
ふだんから確認しておきましょう。



津久見市
〒879-2435 津久見市宮本町20-15
電話 0972-82-4111 (代表)
http://www.city.tsukumi.oita.jp/



公益社団法人 大分県薬剤師会検査センター
〒870-0855 大分市大字豊饒字光屋 441-1
電話 097-544-4400 (代表)
http://www.oitakensa.jp/
E-mail:soumu@oitakensa.jp

発行日／平成29年3月

津久見市 災害等緊急時 生活用水マップ

製作：津久見市
公益社団法人大分県薬剤師会
監修：大分県生活環境部環境保全課

作成にあたってのご挨拶

近年、全国各地で大規模な地震や豪雨災害等が発生しています。大分県においても、南海トラフ地震が発生した際には大きな被害を受けることが想定されています。この場合、津波や豪雨による浸水、地震による崩壊等により、水道や地下水の供給が途絶える可能性があります。平成23年3月の東日本大震災で被災された方々からは、生活用水の確保が困難で苦労したとの声が数多く寄せられたと聞いています。

このたび、津久見市において災害等が発生した際に、水道が復旧するまでの間、不足する生活用水の確保を目的として「災害等緊急時生活用水マップ」を作成いたしました。マップの作成にあたっては、水道水の供給が停止した場合に備えて、井戸等の水を生活用水として、また貯水槽水道の水を飲料用として確保するとともに、これらの場所の事前周知を一番に考えました。今回、市民の皆様のご理解とご協力により、井戸等47箇所と貯水槽水道4箇所を登録することができました。これら登録施設の関係者各位に感謝申し上げますとともに、今後ともご協力をお願いいたします。この生活用水マップの利用がないことを心から願っておりますが、万一の非常時にはご活用いただければ幸いです。

津久見市
市長 川 野 幸 男



公益社団法人 大分県薬剤師会
会長 安 東 哲 也



利用用途について

貯水槽水道(飲料用)



ビルやマンション等、多くの建物は市町村等の水道事業から供給される水を一旦受水槽のため、ポンプ等で各階へ給水しています。これを貯水槽水道といいます。貯水槽水道は所有者により水槽の清掃や水質管理等が行われ、飲料水として衛生的に利用できるよう維持管理されています。

このたび、災害等緊急時ににおいて、飲料水として市民の皆様への利用にご協力いただける貯水槽水道を登録いたしました。



井戸等(飲料水以外の生活用)



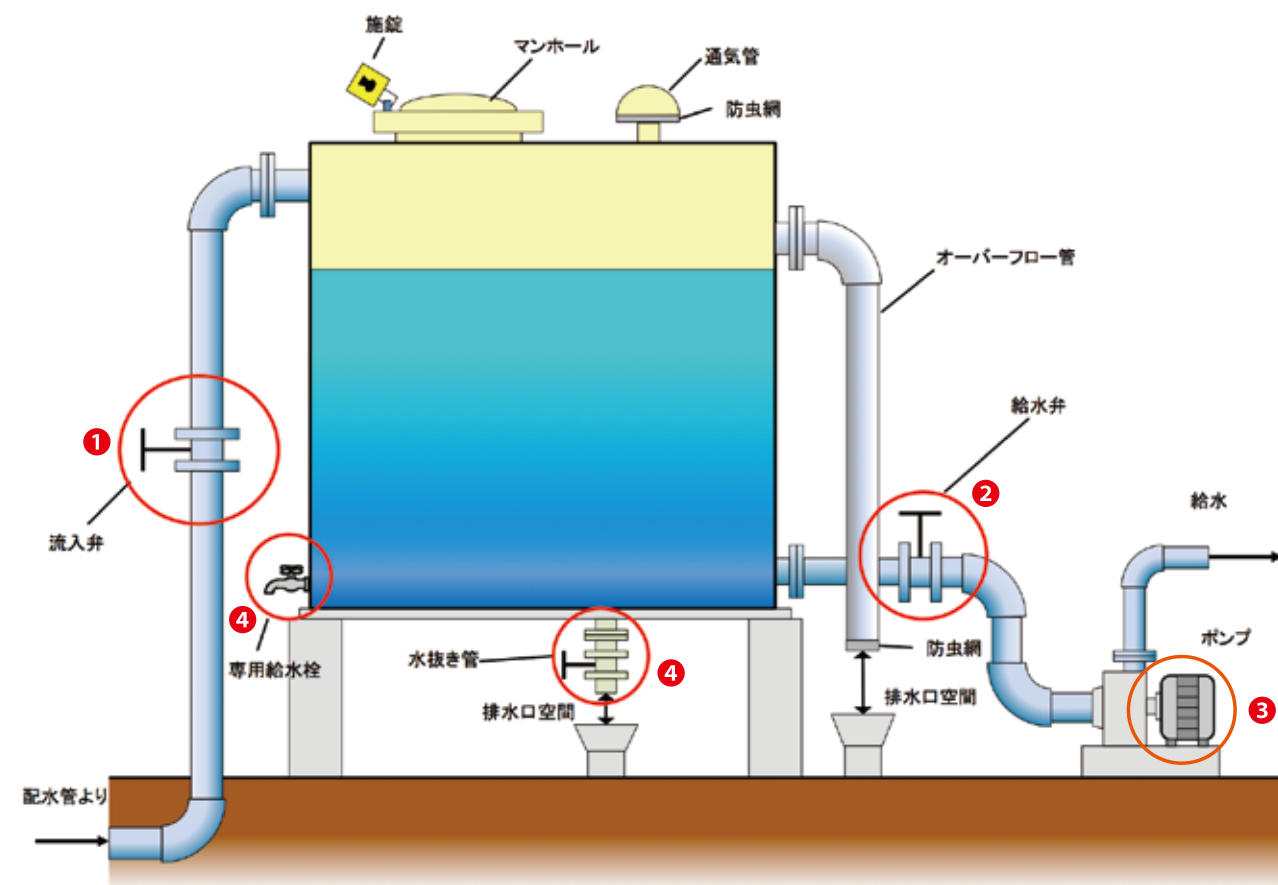
災害等緊急時ににおいて断水等が生じた場合、トイレ・洗濯等の飲料水以外の生活用水も利用できなくなります。そのため、生活用水として使用できる井戸等の確保が必要となります。このたび、生活用水として市民の皆様への利用にご協力いただける井戸等を登録いたしました。なお、簡易的な水質検査は実施しておりますが、あくまでも、飲料用ではないことをご理解いただきますようお願いいたします。



災害時における貯水槽の水の利用方法

災害時に貯水槽の水を利用するためには、下記の操作が必要となります。(所有者の方は、災害発生時には、できるだけ早めの対応をお願いいたします。)

- 1 濁った水の流入を防ぐため、配水管のバルブ(下図の流入弁)を開めてください。
- 2 貯水槽の水の確保をするため、給水管のバルブ(下図の給水弁)を開めてください。(緊急遮断弁が設置されている場合は、弁が閉じられているか確認してください。)
- 3 ポンプの電源を落としてください。
- 4 上記1～3の操作を行い貯水槽の水を確保することで、専用給水栓又は水抜き管からの飲料水の採水が可能となります。



貯水槽の水を確保するための 事前対策として

災害時に貯水槽内の飲料水を確保するために、事前に下記の対策をとると良いでしょう。

- 1 可とう継手の設置
貯水槽や附帯設備の耐震対策をしましょう。(フレキシブル又は可とう継手の設置。)
- 2 緊急遮断弁の設置
貯水槽と給水ポンプ又は揚水ポンプの間に緊急遮断弁を設置しましょう。
- 3 専用給水栓の設置
水槽本体又は連通管等に専用の給水栓を設置しましょう。



井戸等の所有者の皆様へ(お願い)

災害等緊急時には、市民の皆様の手助けにより生活用水を確保することが必要となります。水道水の供給が停止してしまうと、トイレ・洗濯等の飲料水以外の生活用水も利用できなくなります。水道水の供給が復旧するまでの間、対応をしていただき、市民の皆様へ生活用水が確保できるようご協力をお願いいたします。

井戸等の水質検査について

登録された井戸等は、水質検査を実施しておりますが、飲料水として定められた全ての項目を実施している訳ではありません。登録井戸等で実施した水質検査は、外観(色・濁り)や臭気等の簡易的な項目であり、飲料水としての安全性を保証するものではありません。飲料水以外の生活用水として、ご利用いただきますようお願いいたします。

ご利用いただく市民の皆様へ(お願い)

緊急時に備え、日頃から身近な登録施設の場所を確認しておきましょう。貯水槽水道や井戸等は、ご登録いただいた所有者のご厚意より利用させていただいております。ご利用の際は、所有者の承諾を受け、マナーを守りご利用いただきますようお願いいたします。また、災害状況によっては、ご利用できない場合もありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

生活用水マップの見方

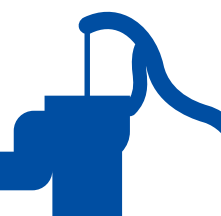
災害時貯水槽水道

災害時に飲料水として利用できる貯水槽の場所を示すマークです。



災害時井戸等

災害時に生活用水として使用できる井戸等の場所を示すマークです。



手 動



電 動

注意事項

災害時に、下記の状況等で施設を利用できない可能性がありますので、ご理解をお願いいたします。

- 1 津波や洪水により、施設が浸水した場合。
- 2 停電により、井戸の電動ポンプが使用できない場合。
- 3 地震により、井戸の水位が低下したり、施設が破損した場合。